

## 月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

# 18歳・19歳の 消費者トラブル

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325  
月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



成人年齢の引き下げから10カ月が経過しました。美容や副業に関する18歳、19歳からのトラブル相談が増えています。

### 相談事例

- 美容 (特に脱毛エステ) の相談
  - ・ 広告を見て、安価で体験できると思い来店したが、高額なコースを勧められて断れず契約してしまった。
  - ・ 通い放題コースを解約したが解約料が高額だった。
- 副業の相談
  - ・ SNS 広告で見た簡単に儲かるというサイトに登録したが、後に怪しいサイトだと分かった。
  - ・ 無料で開始できるサイトに登録したら、マニュアルの代金を請求された。

### トラブルを避けるには

- ・ 安さや気軽さなどのメリットのみが強調された文言をうのみにしない。
- ・ 契約の内容や支払総額などをしっかり確認する。
- ・ 不安なことがあればきっぱり断る。

少しでも不安に思ったら早めに消費生活センターなどに相談しましょう。

